

副業人材の活用支援に向けた連携協力に関する協定書

株式会社みらいワークス（以下「甲」という。）と枚方市（以下「乙」という。）は、市内中小企業における副業人材の活用支援に向けた連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との相互の連携協力の下で、民間企業でのノウハウや経験を持つ副業のプロフェッショナル人材（副業人材）の市内中小企業における活用の支援に取り組むことにより、市内中小企業が抱える様々な経営課題の解決を目指すとともに、地域産業の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、及び協力して取り組むものとする、

- (1) 市内中小企業における副業人材の活用の支援
- (2) 副業人材の活用に関する周知
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 前項の規定による連携・協力に当たっての甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

区 分	役 割 分 担
甲	(1) 枚方市立地域活性化支援センターにおいて実施する市内中小企業と副業人材のマッチングトライアル（以下「マッチングトライアル」という。）に係る業務の運営（実施期間については、甲乙間で協議） (2) マッチングトライアルの実施を通じた市内中小企業における副業人材の活用の有効性や活用ニーズ等の分析・検証 (3) 乙が実施する副業人材の活用に関する周知イベントへの講師派遣
乙	(1) 枚方市立地域活性化支援センターにおけるマッチングトライアルの実施に係る甲の業務スペースの提供 (2) マッチングトライアルの実施に係る市内中小企業への周知 (3) 甲と市内中小企業とのマッチングトライアルの仲介 (4) 副業人材の活用に係る関係機関との連絡調整及び連携 (5) 副業人材の活用に関する広報及び周知イベントの開催

3 甲及び乙は、第1項第3号に規定する事項が生じた場合には、双方協議して、その役割分担を定めるものとする。

- 4 前2項に定める事項を実施するにあたり必要となる費用は、当該事項を実施する甲又は乙がそれぞれ負担するものとする。
- 5 マッチングトライアルの実施状況及び当該実施に係る甲の分析・検証結果を踏まえ、甲及び乙は、適宜、市内中小企業における副業人材の活用に関する意見交換等を行うものとする。

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年(2027年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からこの協定の廃止の申し入れがないときは、この協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲と乙は、第2条に定める連携・協力事項等の検討及び実施により知り得た秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲が枚方市情報公開条例により公開する義務がある場合はその限りでない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、協力事項の細目その他の事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月7日

(甲) 東京都港区虎ノ門4丁目1番13号
株式会社みらいワークス
代表取締役社長 岡本 祥治

(乙) 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆